

政務活動費使途基準細目

(平成25年6月19日 議会運営委員会決定)

【研修費】
○使途基準 会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会への参加に要する経費（講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等）
○支出できるもの <ul style="list-style-type: none">・ 研修会開催に係る会場借上料、会場に必要な看板・表示等の作成費用、放送設備代、講師謝礼、招請旅費、送迎タクシー代等・ 他団体（政党、政治団体を含む。）が開催する研修会等の参加負担金、会費、施設入館料等・ 研修会開催に係る調査研究、アンケート委託料等・ 研修会等への参加に伴う有料道路料金、駐車場代・ 研修会等の講師の食事代（夕食は5,000円、昼食は2,500円を上限とする。）・ 茶菓子代（会議等のお茶、コーヒー代等を含む。）は、社会通念上常識の範囲内で支出できる。 (留意点)<ul style="list-style-type: none">・ 各経費の支出に際しては、支出先、支出内容を記した領収書を添付すること。・ 委託料の支出に際しては、契約書の写し等を添付すること。・ 研修会等については、その内容が市政と関連性があるものであること。・ 食事代、茶菓子代等の支出に際しては、講師名、会議等参加者名を報告すること。
○支出できないもの <ul style="list-style-type: none">・ パソコン講座等の受講料（個人の資質向上を目的とするもの）・ 研修会等の会場として不相当と考えられる場所での会合の会場借上料（酒類の提供を主とする場所等）・ 個人として加入している団体の年会費及び会費（町内会費、同窓会費、ライオンズクラブ、趣味の色彩の濃い団体の会費等）・ 調査研究活動と関わりが希薄な団体の年会費及び会費（後援会費、商工会費等）・ 飲食を主目的とする会合に出席するときの会費（懇親会、祝賀会等）・ 会派や議員間の懇親会等に係る経費・ 会議を伴わない飲食代

【調査研究費】
○使途基準 会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費（資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
○支出できるもの <ul style="list-style-type: none">・ 他団体への視察調査等に係る旅費・ 自動車借上料（調査等のためのバス、レンタカー等利用料）・ 調査活動等訪問先への手土産代（3,000円以内）・ キャンセル料（①公務による場合、②本人が病気やけが等により取りやめる場合、③2親等以内の親族の病気やけが等により本人が世話をしなければならない場合、④視察先及び本市で天災が発生した場合） (留意点)

- ・ パック旅行を利用した場合は、その領収書を添付すること。

【会議費】

○使途基準

会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費

○支出できるもの

- ・ 会場借上料、会場に必要な表示等の作成費用、放送設備代等
- ・ 茶菓子代（会議等のお茶、コーヒー代等を含む。）は、社会通念上常識の範囲内で支出できる。
（留意点）
- ・ 各経費の支出に際しては、支出先、支出内容を記した領収書を添付すること。
- ・ 会議については、その内容が市政と関連性があるものであること。
- ・ 食事代、茶菓子代等の支出に際しては、会議等参加者名を報告すること。

○支出できないもの

- ・ 会場として不適当と考えられる場所での会合の会場借上料（酒類の提供を主とする場所等）
- ・ 飲食を主目的とする会合に出席するときの会費（懇親会、祝賀会等）
- ・ 会派や議員間の懇親会等に係る経費
- ・ 会議を伴わない飲食代

【資料作成費】

○使途基準

会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料、事務機器購入費、リース代等）

○支出できるもの

- ・ 印刷製本費、原稿の作成料、写真プリント代、翻訳料
（留意点）
- ・ 印刷製本費を支出する場合は、名称、仕様、部数、単価等の内容を明示し、見本として1部（写しも可。）添付すること。

【資料購入費】

○使途基準

会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等）

○支出できるもの

- ・ 新聞（会派控室に備えるものに限る。）、書籍（CD、DVD等を含む。）
- ・ 調査研究活動のために必要なコンピュータソフト等電子コンテンツ等の購入費又はリース料
（留意点）
- ・ 書籍等の種類や表題を整理し、内容を特定できるようにすること。

○支出できないもの

- ・ 書画、骨董に類するもの。
- ・ 調査研究に適さない図書等
- ・ 図書券（講師謝礼として使用する場合は「研修費」で支出すること。）

【広報費】

○使途基準

会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費（広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等）

○支出できるもの

- ・ 会派によるホームページの開設、維持経費
- ・ 会派広報紙の発行に係る印刷製本費、CD、DVD等の作成費、送料
- ・ 会派の議会活動報告のための会場借上料、茶菓子代等

○支出できないもの

- ・ 政党活動、選挙活動、議員個人の後援会活動に限定された広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷費、送料等

【広聴費】

○使途基準

会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費（資料印刷費、会場費、印刷費、茶菓子代、文書通信費、交通費等）

○支出できるもの

- ・ 会議等の開催に係る送料

○支出できないもの

- ・ 政党の活動、議員個人の後援会活動に関する経費
- ・ 飲酒代

【人件費】

○使途基準

会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費（給料、手当、賃金等）

○支出できるもの

- ・ 会派控室において事務・政策立案等を補助する者、研修会の受付等の臨時職員の雇用に係る本給、時間外勤務手当、通勤手当等
(留意事項)
- ・ 政務調査活動の補助のために雇用した臨時職員が他の業務にも携わっている場合には、政務調査に要した業務実態により案分して充当するものとする。

○支出できないもの

- ・ 議員の3親等以内の者は雇用しない。ただし、特別な理由がある場合で、社会通念上妥当と判断される雇用形態に限り支出できる。

【事務所費】

○使途基準

会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費（事務所の賃借料、維持管理費、備品、文書通信費、事務機器購入費、リース代等）

○支出できるもの

- ・ 消耗品費（文具、フィルム、コピー用紙、茶葉等）
- ・ 会派事務所として使用している事務所の賃借料

- ・ 会派事務所の光熱水費、通信費（電話料、インターネット接続料等）
- ・ 会派事務所で使用する備品、事務機器のうち、3万円未満のものの購入費
- ・ 会派事務所で使用する備品、事務機器の修繕費

（留意事項）

- ・ 事務所を、後援会又は政治団体と共有する場合は、可能な限り事務所の賃貸借契約、光熱水費等の契約を分離することが望ましいが、区分が困難な場合は、実際に調査研究活動に充てられている割合に応じて按分する。
- ・ 資産形成につながる高額な備品、事務機器の購入（3万円以上）については、政務調査活動以外の使用との度合いを勘案し、購入費の4分の1を按分により経費に算入するものとする。
- ・ 会派事務所で使用する備品、事務機器のリースについては、政務調査活動以外の使用との度合いを勘案し、リース代の4分の1を按分により経費に算入するものとする。

（参考：H19.12.20 仙台高裁判例＝4分の1、H19.12.26 大阪高裁判決＝3分の1）

○支出できないもの

- ・ 事務所費は、自宅や会社事務所と兼用する場合には支出できない。
- ・ 生計を一にするもの（議員又は議員と生計を一にするものが代表となっている法人を含む。）が所有する事務所の賃借料には支出できない。
- ・ 政務調査活動に直接必要としない備品の購入費（絵画、エアコン、冷蔵庫、ソファ、衣類等）

【要望・陳情活動費】

○使途基準

会派が要望、陳情活動を行うために必要な経費（資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等）

○支出できるもの

- ・ 国の機関等への陳情等に係る旅費
- ・ 自動車借上料（陳情等のためのバス、レンタカー等利用料）
- ・ キャンセル料（①公務による場合、②本人が病気やけが等により取りやめる場合、③2親等以内の親族の病気やけが等により本人が世話をしなければならない場合、④陳情先及び本市で天災が発生した場合）

（留意点）

- ・ パック旅行を利用した場合は、その領収書を添付すること

※ 旅費は、原則として水俣市旅費支給条例に基づいて支給する。（水俣市議会先例147）

※ 政務活動費の使途に関し、本細目に定めのない事項については、各会派の責任において判断するものとする。（H25.6.19 議会運営委員会申し合わせ事項）

※ 各種ポイントカードのポイントや預金利息など政務活動費から生じる果実の取扱いについては、交付を受けた会派の責任と判断に委ねられる。果実は政務活動に要する経費に充当するなど、誤解を招くことのないよう十分留意する。（H28.9.8 議会運営委員会申し合わせ事項）

※ 参考市等：入間市、岡山市、さいたま市、さぬき市、静岡市、新潟市、浜田市、陸前高田市、目黒区、北海道